

第3編
基本計画



第3編

基本計画

第1章 自然と共生したまち

1-1 自然と共生したふるさとづくり

① 自然環境の保全と活用

現況と課題

朱鞠内湖や広大な森林に代表される豊かな自然環境は本町の最大の財産であり、豊かな自然に包まれた美しいまちづくりは町民から望まれています。この自然環境を次の時代へ保全・継承していくことが自然と共生した暮らしを実現するためには必要不可欠であり、ふるさとづくりの責務です。

そのために、野生生物の保護・再生に向けた資源の保護を推進し、不法行為の監視を行うとともに、朱鞠内湖畔の清掃を地元住民らによって行うなど、自然環境の保全が図られています。また、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター雨龍研究林を利用した森林体験事業や、地元 NPO による厳寒ツアーなどが行われています。

しかしながら、それらの活動はまだ十分ではなく、さらなる保全と活用が求められます。

施策の方向

① 自然環境の保全

自然環境とともに、イトウなどの魚類をはじめとする野生生物が生きる生態系の保全のために、自然保護監視員・鳥獣保護員、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター雨龍研究林、淡水漁業協同組合、関係団体などのネットワークを強化し、状況把握を推進し、保護・再生対策の強化を図ります。

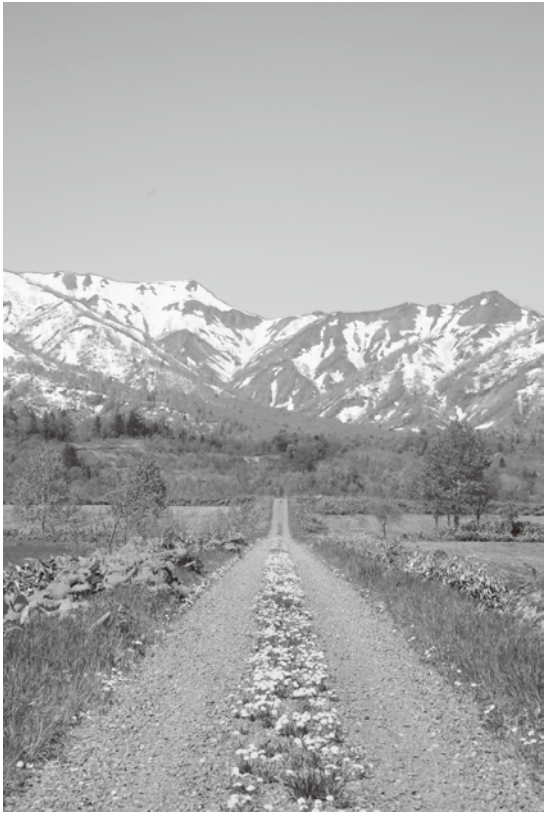
また、自然保護・保全事業は道、関係団体、住民ボランティアの連携が不可欠であり、関係機関の連携の強化を図り、保全活動を推進します。

② 自然の活用

自然と身近にふれあう場・機会の創出のため、森林体験事業、厳寒ツアーなどの自然を活用した体験学習を推進します。

朱鞠内湖の観光と内水面漁業の振興をラムサール条約の提唱する「ワイズユース^{*1}」の考えを取り入れた取り組みを進めます。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
自然保護・活用の推進	関係機関との連携による保全活動の推進
	自然保護思想の普及
	自然と身近にふれあえる環境（場・機会）づくり
	朱鞠内湖の生態系を維持しつつ、そこから得られる恵みを持続的に活用



* 1：ワイズユースとは：ラムサール条約で 提唱された考え方。湿地の生態系を維持しつつ、人類の利益のために湿地を持続的に利用すること。

序
第1編

論

基本構想
第2編

基本計画
第3編

資料編

② 雪対策と活用

現況と課題

地球温暖化の傾向は徐々に進みつつあると言われ、我が国においても同様の状況がみられます。

しかしながら本町は、寒冷で降雨の多い条件は変わらず、特に冬場の雪対策が求められています。

ダイヤモンドダストや、湖の氷結など冬の美しい自然現象を楽しむ機会も増えていますが、冬期の快適な暮らしを確保するための除・排雪体制の整備は一層の高齢化に伴い強化していくことが求められます。一方で除・排雪に関わるコストの軽減も課題となってきました。

今後は寒冷地としての条件を有効に活用し、雪資源のエネルギー利用、冬期体験ツアーなどの開催などへの取り組みとともに、除・排雪体制の一層の強化が必要となります。

施策の方向

① 道路除雪体制の充実

除雪機械の更新を順次進めるとともに、オペレーターなど人材の確保を推進し除雪体制の強化を図ります。国道、道道の道路拡幅の継続的な要請を行っていきます。

② 生活除雪対策の充実

高齢者家庭などへの除雪支援をはじめ、関係機関・団体と連携を強化し、総合的な除雪対策を図るとともに、冬を安心して暮らせる体制づくりを推進します。

③ 積雪・寒冷条件の活用

雪資源のエネルギー利用として農産物低温貯蔵施設の活用をはじめ、本町の生産品である雪蔵そばや、厳寒清流さらし蕎麦など、寒冷条件を活かし、より一層の販売促進を目指します。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
除雪体制の充実	道路除雪業者や除雪組合などとの連携を図り、福祉対策も含めた除雪体制の構築・強化
	冬を快適に暮らせるための施策の実施
積雪・寒冷条件の活用	雪蔵そば、厳寒清流さらし蕎麦の販売促進
	農産物低温貯蔵施設の有効活用

第2章 生きいきと健やかに暮らすまち

2-1 生涯健康に暮らせる保健・医療体制の充実

① 健康寿命の延伸

現況と課題

生涯を通じて健康で少しでも健康寿命を延ばしていくことが大切です。

本町では、各種検診のデータ分析などを実施し、医療・福祉・介護とも連携した保健指導体制を築くとともに、母子保健から健康づくりの推進や生活習慣病予防、介護予防に至る保健事業を推進しています。保健福祉総合センターを拠点に各種検診や健康相談・教育を実施するとともに、事後フォローをはじめ訪問指導、介護予防事業などを行っています。今後、高齢化や疾病構造の変化、生活スタイルの変化などの中で、日常の健康管理の定着を基本に、保健・医療・福祉・介護と連携した健康づくりの推進、疾病の予防を進め、誰もが健康に暮らすことができるよう健康寿命の延伸を図る取り組みが必要です。

施策の方向

① 保健指導体制の強化

保健福祉総合センターの組織機構を活かし、保健・医療・福祉・介護が連携する体制を強化するとともに、保健師、リハビリ専門スタッフなどの確保を図ります。

② 健康づくりの推進

広報や各種保健事業を通して健康づくりの普及に努めるとともに、健康づくり推進員の協力を得ながら事業展開を図ります。また、特に冬期間の運動の継続・普及について関係機関とともに検討します。

③ 生活習慣病の予防

健康診査及び事後フォロー、健康教育・相談の推進により生活習慣病の予防に努めます。特に喫煙・飲酒などへの正しい知識の普及や生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームなどの予防対策を進めます。

④ 母子保健の充実

新生児訪問や乳幼児健診などを充実するとともに、育児を支える相談機能、仲間づくりなども支援し、子どもの健やかな成長をサポートします。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
生活習慣病の予防	健康診査、健康教育などによる予防事業

序
第1編

論

基本構想
第2編

基本計画
第3編

資料編

序
第1編

論

基本構想
第2編

基本計画
第3編

資料編

② 地域医療体制の充実

現況と課題

本町の医療は、幌加内町国民健康保険病院から再整備する幌加内町立国民健康保険診療所を中心として、地域特性である南北 63kmに及ぶ広大な面積に住む町民全体への医療サービス提供のため、政和、添牛内、朱鞠内地区に各診療所を設置し、常勤医師 2 名体制、歯科診療については、幌加内に歯科診療所を設置し、歯科医師 1 名で地域医療を支えています。その他、疾病予防、健康管理のため訪問診療、訪問看護、訪問リハビリを実施し、健康で安心して暮らせる地域づくりを実践しています。

今後も医師、看護師、医療技術職スタッフの確保と資質向上を目指し、公的医療機関としてより町民から信頼と安心を得るとともに、安定した経営を維持していきます。

また、一層増加する高齢者に対する医療サービスの充実を中心に、幼児から、かかりつけ医としての診療所を基本とし、本町における介護、福祉分野との連携を密にした地域包括医療体制の構築が急務となっています。

併せて、救急患者を速やかに第 2 次医療機関などへ搬送できる救急体制整備を、本町だけでなく近隣市町の医療機関と連携した中で充実させ、今後も安心して暮らせる地域づくりが必要となっています。

施策の方向

① 地域医療体制の強化

幌加内町国民健康保険病院を、幌加内町立国民健康保険診療所及び地域密着型特別養護老人ホームに再整備した中で、町民にとって医療、介護サービスの低下につながらない各関係機関との連携強化を図り、体制整備を進めます。

② 診療所運営の維持

現在運営中の各診療所を維持し、プライマリーケア*1を中心としたへき地医療の確保を続けます。

③ 救急医療体制の見直し

救急患者をより迅速に救急車などによる 2 次医療機関への搬送体制整備が急務となります。また、常勤医師 1 名体制で 24 時間 365 日の急患対応は不可能となるため、補完体制の確立が必要となります。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
医療体制の確立	国保病院の移転計画の実施（診療所及び地域密着型特別養護老人ホームへ再整備）
	医療サービス提供体制の強化（スタッフ確保と資質の向上、介護サービス提供事業者との連携）
	救急体制の整備（広域連携の確立）

2-2 地域ぐるみで支え合う福祉社会の形成

① 地域福祉の推進

現況と課題

地域福祉とは“ふだんのくらしのしあわせ”とも言われ、日常的な地域のつながりが、地域で安心して暮らすための大きな要因となります。

本町においては、社会福祉協議会が中心となり 11 のボランティア団体が設立されていますが、実際に活動できている団体は 7 団体ほどであり、地域などに対し、町及び社会福祉協議会と連携し活動していますが、後継者が不足しています。高齢者・障がい者の増加に伴い、一人暮らしの高齢者が病気などにより自宅で亡くなっているケースも出ています。地域での見守り体制の強化と関係機関の連携が急務であることは明確であり、そのための組織育成や地域のつながりを高める取り組みが必要となっています。

施策の方向

① 地域福祉体制の強化

より適切に福祉サービスを提供するために、保健・医療・福祉総合サービス推進会議及び地域ケアサービス調整会議による機関連携に積極的に取り組みます。また、地域とのつながりを強化するため、社会福祉協議会・民生委員などとの情報共有体制整備を進めます。

② ボランティアなどの確保・育成

住民団体の自主的なボランティア活動を育成・援助するとともに、活動団体の研修・学習機会の充実を図ります。また、数多くの住民がボランティア活動へ参画できるよう、ボランティア活動の普及啓発など学習機会や活動の場・メニューの拡充を図ります。

③ 生活支援を要する方への体制の充実

生活支援に関わる各種制度の PR をはじめ、生活保護制度の適正な運用や相談体制の充実を図り、健康的な生活と自立支援を図ります。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
地域福祉体制の強化	保健・医療・福祉・介護の連携強化
	社会福祉協議会への活動支援
ボランティアなどの確保・育成	地域ボランティア活動推進事業の展開
	地域福祉推進事業の展開
相談体制の充実	生活支援制度の広報や相談窓口の充実

* 1：プライマリーケアとは：身近にあって、何でも相談にのってくれる総合的な医療。

序
第1編

論

基本構想
第2編

基本計画
第3編

資料編

② 児童・母子（父子）福祉の充実

現況と課題 今後、本町の人口減少を少しでも緩やかにしていくためには、“子育て世代”の定住や新たな転入を促進することが大切であり、そのためには『子育てしやすいまちづくり』を推進する必要があります。

本町においては、保育所支援事業、子育て支援拠点事業、学童保育事業などを実施しています。今後、子ども・子育て支援事業計画を基に、保育・子育て支援ニーズに沿う施策を展開することが必要です。また、母子（父子）福祉については相談支援体制など、きめ細やかな働きかけを必要としています。

施策の方向 ① **保育体制の充実**
保育所の適正配置や補助制度を活用した保育士の処遇改善に努め、多様化する保育ニーズに合わせ保育の質の向上を図ります。

② **子育て支援の充実**
保育料の負担軽減策の充実とともに、子育て支援拠点事業、放課後児童の健全育成のため学童事業の推進を図ります。また、すくすく・しあわせネットワーク協議会などにより、子どもが健全に成長する社会づくりを強化します。

③ **母子（父子）福祉の充実**
経済的自立と養育の支援を基本に保護者との連絡を密に取り、気軽に相談できる体制を整えるとともに、きめ細やかな援護対策に努めます。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
保育体制の充実	保育所支援事業の充実
子育て支援の充実	子育て支援拠点事業の充実
	学童保育事業の充実
	保育料の無料化による子育て世代への支援
母子（父子）福祉の充実	家庭生活相談の充実

③ 高齢者福祉の充実

現況と課題 我が国は世界に類を見ない速さで高齢化社会に突入しており、高齢化社会が一般的な地域の姿になりつつあります。

本町における高齢化率は徐々に高くなり平成26年4月現在38.1%で、独居高齢者や老人夫婦世帯の割合が高い超高齢化社会といえます。現在、介護サービスについては、幌加内町国民健康保険病院による介護療養型医療施設や訪問看護の提供、社会福祉協議会によるデイサービスや訪問介護の実施、NPO法人よるべさによる小規模多機能型居宅介護支援事業を実施していますが、第6期高齢者福祉・介護保険事業計画において、幌加内町国民健康保険病院の再編に伴い介護療養型医療施設を廃止し、地域密着型特別養護老人ホームへ転換、地域包括ケアシステムの体制整備など、高齢者が生きいきと暮らすことができるまちづくりを基本に、今後も介護予防や地域支えあい事業の展開など、自立と生きがいの促進や必要な介護サービスが受けられる環境づくりを進める必要があります。

施策の方向 ① **介護予防の促進**
高齢者が要介護状態にならないために、運動指導事業や介護予防プランの作成による自立支援サービスの強化を図ります。

② **介護サービスの確保・充実**
各介護サービスのさらなる質の向上を目指し、適切にサービスが提供できるよう、随時サービス内容の見直しや介護サービス事業者間の連携を図っていきます。介護支援専門員においては、研修機会の充実をはじめ、自立支援に向けた取り組みを図っていきます。また、国保病院の再編に伴い、介護分野は、新たに地域密着型特別養護老人ホームを整備し、サービス事業者の確保・効果的な事業運営に向け、事業運営しやすい体制・環境づくりを目指します。さらに、介護人材確保を支援するため、対象者が町内介護サービス事業所に就職し、定住する場合の支援制度を構築します。

③ **生きがい対策の充実**
高齢者の自立促進と生きがいづくりにつながる自主事業の検討、高齢者事業団・老人クラブ活動の促進など、生きがい活動の担い手創出を目指して高齢者施策を展開します。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
介護予防の促進	介護予防プラン作成
	介護予防事業の推進
介護サービスの確保・充実	介護支援専門員への研修実施
	介護人材確保のための施策の推進
	居宅サービスの維持、質の向上
	介護サービス苦情相談事業の推進
	地域包括ケア体制の機能強化の推進
生きがい対策の充実	高齢者事業団への活動支援
	老人クラブ活動への支援



4 障がい者（児）福祉の充実

現況と課題

障がいのある方もない方も、全ての住民が“ノーマライゼーション*1”の考え方のもとに、ともに暮らす社会づくりが基本となります。

障がい者（児）福祉サービスは、支援費制度から、平成18年度の自立支援法を経て、平成25年からの障害者総合支援法のもとで事業を実施しています。このような中、障がい者の自立向上や日常生活を支える各種福祉サービスを展開し、心身障がい者への福祉手当、医療費助成、灯油・除雪費支給、通院や療育施設への交通費の助成などの負担軽減策を行っています。しかしながら、本町においては社会資源に乏しく、国の必須事業全てを実施できる状況にないことから、他市町との連携が必要となっています。

施策の方向

① 福祉サービスの充実

障害福祉サービス、自立支援医療、補装具給付事業のほか、障がい者の個々のケースに応じるよう、サービス等利用計画の作成を推進し、個々に応じたサービスの充実に図ります。

② 社会参加の促進

社会で自立・共生して生活できるようサポート体制を整えるため、地域生活支援事業の充実に図ります。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
障害福祉サービスの推進	障害者自立支援給付事業の推進
相談支援の推進	サービス等利用計画の作成
社会参加への促進	地域生活支援事業の推進

*1：ノーマライゼーションとは：身体障害の有無にかかわらず、全ての人が平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営むことを可能にすること。

序 第1編

論

基本構想 第2編

基本計画 第3編

資料編

第3章 住みやすくにぎわいと安心のあるまち

3-1 にぎわいと交流を生み出すネットワークの形成

① 適切な土地利用の推進

現況と課題

本町は、山林と原野で約8割を占め、湖などの水面も多く、南北に細長い地形から主に5つの集落が分散して形成されています。そのため、集落によっては人口が減少している状況もみられます。

また、市街地においても高齢者の増加による空洞化が予測され、未利用地の活用や管理が課題となっています。

このような状況の中、計画的な土地利用を推進するため、土地情報を把握し、適正な土地利用計画を作成する必要があります。

施策の方向

① 計画的な土地利用

暮らしやすい地域づくりのため、土地利用の方針・計画の見直しを促進します。

② 土地情報に関するシステムの活用

地図情報システムにより、土地情報の把握を迅速に行い、各分野で有効な土地利用計画を推進します。

③ 土地の活用

若者などの移住者の移住を促進するため、宅地分譲地の斡旋を継続するとともに、市街地の未利用地を活用した住環境などの整備や適正な土地利用を検討・推進します。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
土地情報に関するシステムの活用	地図情報システムの利活用
土地の活用	未利用地の適正な管理、活用

② 道路網の整備・充実

現況と課題

人々の交流や産業活動を円滑に促進するためには、地域の内外を結ぶ道路網の整備は基本となるものです。

本町では、国道275号の幌加内峠のトンネル化が実現され、交通の確保が図られました。今後は橋梁の長寿命化や道路ストックの点検などにより「現行施設の維持」が重視され、道路施設の老朽化対策、通学路の交通安全対策を講じ安心・安全な道路区間の形成を図る必要があります。また、国道239号の地すべり事故の経験から危険箇所の把握と対策が講じられるよう要請して行く必要があります。

道道旭川幌加内線の整備については、江丹別峠幌加内側の一部が完了し、現在、旭川市側の整備が進められています。また、町道から国道・道道とつながる主要な路線については整備後、年数が経過し、大型輸送車両の往来の多い路線にあっては舗装の損傷が激しいほか、凍雪害による道路の隆起・陥没などが発生しており、路盤から整備が必要と思われる箇所が多く改修が必要となっています。

施策の方向

① 道路体系の確立

産業振興、生活利便性の向上のために、都市間の広域ネットワークを形成する主要幹線道路や市街地整備の一貫としての生活関連道路の体系を確立し整備を促進します。

② 国道・道道の整備促進

国道については、恒久的な防災対策を図り、道路通行の安全性の確保を充実させるため、橋梁拡幅要望を進めてまいります。道道については、旭川幌加内線の早期完成、名寄遠別線の早期開通、その他一般道道の改良などを要望していきます。

③ 町道の整備及び維持管理

安全性確保の観点から改良が必要な道路の計画的な整備を推進します。
また、公共インフラ施設の老朽化が懸念される中、長期的なコスト（ライフサイクルコスト）を考慮した維持管理計画・整備を促進します。

④ 道路橋梁の長寿命化対策

公共インフラ施設の中でも橋梁の老朽化は深刻で、架け替えのコストを考慮すると、長寿命化計画の策定やそれに伴う計画的な補修の実施により、ライフサイクルコストを低減するとともに、構造物の長寿命化への取り組みを促進します。

序 第1編

論

基本構想 第2編

基本計画 第3編

資料編

序

第1編

論

第2編

基本構想

第3編

基本計画

資料編

資料編

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
国道・道道の整備促進	国道の整備促進 国道 239 号の霧立防災の恒久的な対策、橋梁拡幅要請 国道 275 号の橋梁拡幅要請
	道道の整備促進 主要道道の早期完成に向けた要請（旭川幌加内線） 一般道道の早期開通に向けた要請（名寄遠別線） 既存道道の利便性の向上及び未改良区間の整備（小平幌加内線）
町道の整備	町道整備事業
道路橋梁の長寿命化対策	町道橋梁の点検・維持補修



③ 交通網の充実

現況と課題

活力のある経済活動や快適で賑わいのある生活を送る上で利便性の高い公共交通の整備は重要な要件となります。

本町では、JR 深名線廃止（平成 7 年）以降、公共交通機関は JR バスのみとなっています。本町が平成 22 年 4 月に上川管内へ移管して以来、旭川市へ向けた公共交通路線への住民要請が広がりを見せ始めており、公共交通路の構築は喫緊の課題となっています。

一方、JR バスの利用者減少にも目を向ける必要があり、JR 北海道バスと町との間で、利用促進や需要に即した運行形態についての協議を行っていく必要があると考えています。

また、平成 15 年度より JR バスの利用促進と地域住民の交通手段の確保を図るため、路線バス利用促進事業を実施しており、今後も路線維持と利用負担軽減のため、回数券や定期券補助を継続して取り組む必要があります。

施策の方向

① バス路線の維持と利用促進

JR バス深名線については、北海道が調査した実態調査において利用者の 6 割が満足しているとの結果が出ています。今後も回数券、定期券補助を継続し、JR バス運行の路線維持のための後方支援を継続します。

② 総合的交通手段の検討

現在、町民からの要望が強い、幌加内～旭川間の公共交通路線の構築に向けた試験運行を実施しています。試験運行が終了した後、利用者や住民の意見を伺いながら、路線確保について検討を行います。

また、北部地区では、医療や経済圏が士別市、名寄市への利便性が強い地区もあり、JR バス深名線や、既存の過疎地有償運送等も含め、町内外への交通手段を総合的に検討していく必要があります。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
バス路線の維持と利用促進	バス路線体系の維持・見直し・利用促進
総合的な交通手段の検討	全町的に町内外の交通手段について検討の推進

序
第1編

論

基本構想
第2編

基本計画
第3編

資料編

3－2 暮らしたくなる生活環境の整備・充実

① 住宅環境の整備

現況と課題

本町では、現在、持ち家建設促進条例による新築・購入の際の助成などを行っています。また、宅地造成の分譲を行い良好な環境の市街地形成を進めています。

公営住宅については現在、住宅 212 戸、特定公共賃貸住宅 48 戸、町賃貸住宅 11 戸の合わせて 21 団地 271 戸を管理しており、老朽建物の建替えや改修、団地の適切な配置などを進めています。また、管理コストの削減や良好な住環境の確保を図るため、指定管理者制度や地域優良賃貸住宅制度の導入も検討する必要があります。

施策の方向

- ① 良好な住環境の整備促進
老朽化住宅の建替えなど、公営住宅などの適切な配置・確保を進めます。
- ② 定住促進対策としての住宅政策の促進
持ち家奨励による定住促進のため、宅地造成地の分譲を推進します。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
住宅政策の促進	公営住宅の整備及び改修
	地域住宅計画の見直し
	持ち家奨励助成金の継続・拡充



② 美しいまち並みや公園・緑地の整備

現況と課題

美しいまち並みや良好な公園・緑地は、生活の快適性を高めるだけではなく、地域へ愛着心と地域コミュニティの形成を促し、地域力の向上や活性化に効果があります。

本町には、朱鞠内湖やほろかない湖公園、百年記念公園といった緑の多い良好な環境や、ソバ畑を一望できるビューポイントなどがあり、その美しいまち並み景観は、町の観光拠点ともなっています。

一方、地元住民が利用できる身近な公園・緑地などは十分とは言えない状況です。地域コミュニティ活動や交流促進のためにも、身近な公園・緑地などの確保と管理・運営が必要となっています。

施策の方向

- ① 身近な公園などの確保
観光関連の公園については、適正管理・運営を行います。また、子どもや家族連れが親しみやすく、地域コミュニティ活動の場としての公園・緑地の整備を検討します。
- ② 公園などの管理運営における住民参加の促進
観光関連の公園は町直営の他、観光協会・NPO へ管理委託することで、地域住民・利用者の視点での管理運営を行っています。住民に身近な緑地公園などについては、地元住民との協働管理に向け検討します。
- ③ まち並み景観の整備・促進
本町の景観資源として、朱鞠内湖やソバの花ビューポイントの維持管理を行うとともに、新たなビューポイントの選定・整備を推進します。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
身近な公園などの確保	子どもが安心して遊べる公園の整備・検討
公園などの管理運営における住民参加の促進	管理・運営体制の確立 （管理委託されていない緑地公園などの協働管理に向けた検討）
景観の整備・促進	新たなソバ畑ビューポイントの検討
	朱鞠内湖やビューポイントの維持管理支援
	フットパスコース等の整備支援

序
第1編

論

基本構想
第2編

基本計画
第3編

資料編

③ 生活基盤環境の整備・充実

現況と課題

生活基盤の整備は、快適な生活環境を維持していくための基本条件です。近年の高度情報化社会の中においては、通信基盤も重要なインフラとして捉えられています。

本町では、通信基盤に関しては光ファイバー網の整備が進められ、遠隔地にあっても情報インフラの条件は整ってきています。上水道は簡易水道施設と飲料水供給施設などにより水供給を行い、下水道は農業集落排水施設や合併処理浄化槽により行っています。

環境衛生対策としては、ごみの発生の抑制を含めたごみの減量化やごみの持ち帰りによる環境美化対策とともに、生ごみの堆肥化や、焼却施設の新設により埋め立てごみの減量化に努めています。し尿収集・処理については、広域連携による取り組みを行っています。

また、墓地・火葬場などについては、町内に葬斎場があり、墓地も整備されていますが、これらの施設などについては、施設の老朽化や管理体制が必ずしも十分ではないものもあり、生活環境とともに自然環境を保全するという視点も含め、基盤環境の充実に努めていく必要があります。

施策の方向

- ① 通信基盤の整備
地域情報化を推進するため、維持管理コストを抑えた地域情報網の整備を推進します。
- ② 上水道の整備
老朽施設の改修、耐震化などを適宜実施していきます。また、給水区域の拡大などにより未整備地区の解消を図り、安定した飲料水確保のための方策を検討します。
- ③ 下水道の普及
農業集落排水対象地区外での合併処理浄化槽の普及率は7割程度であり、環境保全の観点から、農業集落排水施設整備・合併処理浄化槽整備事業ともに加入率・普及率を向上させるべく、融資制度の周知も行いながら整備促進に努めます。
- ④ 環境衛生対策の充実
ごみの減量化対策として、環境保全に配慮し地域の実情に即した処分など、処理施設の整備拡充を図るとともに、ごみの発生抑制、再資源化、再利用化を推進しごみの減量化を図ります。
し尿収集・処理は、広域連携によるし尿収集処理を継続的に行うとともに、収集

日の集約などコストの縮減に努めます。

環境美化として住民・関係団体などと連携した一斉清掃など組織的活動の促進に努めます。

公害監視の観点から家庭ごみ不法投棄や大規模不法投棄、危険物の放置、公害に対処するため定期的な巡回・監視などに努めるとともに、景観などに影響を及ぼす廃屋や空き家などの撤去を促進します。

⑤ 墓地・火葬場などの整備
不在所有者などへの墓地管理の呼びかけ、ごみ持ち帰りの徹底など敷地内の一層の美化を図るための対応を検討します。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
地域情報化の推進	維持・管理費を最小限に抑えた情報網整備
水道施設の整備	各水道施設の改修、耐震化などの実施
水道未整備地区の解消	水道未普及地区解消事業（長留内地区の幌加内簡易水道への編入）
下水道の整備	合併処理浄化槽整備事業
	排水設備工事に対する資金融資
し尿収集、処理の継続	し尿収集、処理の継続
環境美化への体制強化	組織的活動の促進
	不法投棄や公害監視の体制づくり
	廃屋・空き家などの撤去促進
墓地美化の推進	ごみ持ち帰りの徹底
	不在所有者への管理の徹底

序
第1編

論

基本構想
第2編

基本計画
第3編

資料編

資料編

3－3 安全で安心な暮らしの確保

① 治山・治水対策の強化

現況と課題

本町は、比較的災害の少ないといえる地域でありましたが、近年の集中豪雨による土砂災害、河川氾濫など、異常気象がもたらす災害の発生が懸念されています。

人の生命を守り、安心して暮らせる町土の基盤をつくるためにも、総合的な治山・治水対策が求められます。

施策の方向

① 森林機能の監視及び対策の実施

近年、大きな災害は発生していませんが、町土の8割程を占める森林資源の保全のために関係機関連携のもと、監視を続けることにより災害の発生しやすい部分を調査し、事前の対策を実施できるよう森林機能の充実に努めます。

② 治水対策の促進

近年の異常気象による河川災害の発生が強く懸念されることから引き続き関係機関に対し緊急度に応じた河川整備の促進について要請していきます。また、普通河川に関しても近年の局所的な豪雨による農地侵食などの事象も確認されているところであり、危険箇所の把握と災害要因の除去に努めます。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
治山対策の促進	森林機能の評価・保全活動の促進及び調査・監視対策の実施
	災害発生箇所の再発防止対策を関係機関へ要請
	北海道電力、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター雨龍研究林、空知森林管理署北空知支署などの関係機関との情報共有・連携
治水対策の促進	雨竜川未改修地区の改修事業の促進
	雨竜川河川改修事業（道管理区間）の促進（雨煙別地区、添牛内・朱鞠内地区）

② 防災体制の充実

現況と課題

近年は異常気象から起因する台風・豪雨などによる洪水、浸水被害などの現象や、地滑り・土砂災害などの発生しやすい状況が多くなり、それら自然災害に対する対応策が求められています。

本町でも豪雨による洪水が発生し、道路や住宅地などに浸水被害が発生しています。そのため、危機管理体制のあり方や自主防災活動のあり方を総合的な観点から進めることが求められています。

要援護者を踏まえた危機管理、防災活動、救命活動など、緊急時の初動対応、避難行動などの強化が必要となります。

施策の方向

① 危機管理体制の強化

想定される災害時の避難勧告基準の明確化を図るとともに、初動対応や情報伝達訓練の実施を行い、緊急時の対応に備えます。また、他市町との防災協定による物資の融通など災害発生時の対応について強化を図ります。

また、住民との情報共有が重要であり、地域との情報交換を図ります。

② 自主防災活動の促進、救命活動の普及

住民の高齢化が進み、各地域に暮らす要援護者の救命活動のために、自主防災活動を積極的に進める活動を支援します。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
危機管理体制の強化	防災対策マニュアルの整備
自主防災活動の促進、救命活動の普及	住民・事業所による災害初動期の強化のための訓練の実施及び支援
地域との情報共有	災害対策懇談会の開催

序
第1編

論

基本構想
第2編

基本計画
第3編

資料編

資料編

③ 日常的な安全・安心生活の確保

現況と課題

火災や交通事故、あるいは近年巧妙化している各種犯罪に対し、未然に防ぐための手立てを講じていくことは、日常の暮らしの安全・安心を確保していくために大切な点となります。

本町では、消防車両、資機材、消防水利など施設の整備・強化を計画的に図るとともに、学校、事業所などへの防火管理指導を行いハード・ソフトの両面から消防体制の充実に取り組んでいます。また、救急業務においては、救急隊員の研修を計画的に実施するとともに、高規格救急自動車にて高度化する救急需要に対応しています。しかしながら、近年、消防職・団員の高齢化、団員数の減少による組織の弱体化が懸念される中、住宅火災での被害の防止や、複雑高度化する救急需要への対応が課題となっています。

交通安全では死亡事故ゼロ 1,000 日をめざしていますが、町外からの交通流入もかなりあり、交通安全の啓発活動とともに、交通安全施設の充実に努める必要があります。

また、犯罪は本町ではあまり発生していませんが、犯罪の多様化や、一人暮らし高齢者も増えてくることから、地域ぐるみでの防犯体制づくりを進めていく必要があります。

施策の方向

- ① 消防・救急体制の充実
- 救急体制は、ドクターヘリの運用に伴い、地理的条件などをカバーしつつ活動していきます。防火査察に関しては随時計画を実施・指導して、火災予防に努めます。また、AED の普及に伴い、救命講習会等応急救命措置の普及に努めます。
- ② 消防団体制の充実
- 高齢などによる退団者によって不足している消防団員の確保のため、加入促進に努め団体制の充実に図ります。
- ③ 消防救急装備・施設の整備
- 消防車両の更新を計画的に実施するなど、現装備の補完を推進します。消防水利整備については、人口や街区変動に合わせ変更しつつ、整備推進します。また、高度救急資機材に関しては必要時に計画的に実施します。
- ④ 交通安全対策の充実
- 高齢者を含めて交通安全意識の高揚を図るため、関係団体の協力などにより交通安全教室を開催し、安全指導、啓発を促進します。また、町外からの通過ドライバーに対して危険箇所を周知するための施策を推進します。

- ⑤ 防犯体制の充実
- 犯罪の種類状況に応じた関係機関と協力した啓発活動を促進します。また、地域的な防犯体制の充実を継続して推進します。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
消防・救急体制の充実	予防査察の実施、指導による火災予防啓発及び災害時の消防体制強化
	救急隊員の研修促進及び救急救命士の増員
	住民を対象とした応急手当講習会の開催
消防団体制の充実	消防団員の加入促進と人材育成
消防救急装備・施設の整備	消防救急車輛などの更新
交通安全施設の整備	ドット線、区画線の補修
	交通標識の適正な設置の促進
交通安全の普及	交通安全教育の充実
	高齢者に対する交通安全意識の徹底
防犯啓発の促進	犯罪の種類や状況に応じた効果的な啓発活動の促進
防犯体制の充実	自治区、町内会を軸とした防犯体制の充実



序
第1編

論

基本構想
第2編

基本計画
第3編

資料編

第4章 誇りと活力のあるまち

4-1 基幹産業としての第一次産業の振興

① 農林業の振興

現況と課題

農業を取り巻く環境は、従事者の高齢化、担い手不足に加えて輸入農産品との競合や TPP などの新たな経済連携の動きもあり、厳しい状況にあります。

本町の基幹産業である農業は、日本最大の作付面積・生産量のソバをはじめとし、水稻、小麦、大豆、畜産などを中心に生産を行っています。その経営面積は農家数の減少に伴い、大規模化が進んでいますが、中・小規模な農家の割合も多く、そのほとんどが高齢化や後継者不足となっています。今後は、担い手が営農しやすい支援体制の充実を図り、安心・安全な農作物の確保に向けた技術開発や高付加価値化・ブランド化を進め、農業経営の強化に努めていく必要があります。

林業においては、産業としての側面のみならず、災害から山を守る治山的側面や、森林が持つ保養的機能の側面も併せもっています。

本町では森林整備計画などを基に森林管理を行っていますが、林業的に利益があまり見込めない地域であり、積極的な伐採造林事業は行われていないのが現状です。

しかし、森林浴などの自然パワーの利用や、各種林産物などの資源の有効活用など、まだまだのびしろのある分野であり、今後活性化を図ることが望めます。

新エネルギーに係る取り組みについては、近隣でも積極的に行われていますが、実績動向を観察しながら、本町に見合ったものを検討していく必要があります。

施策の方向

① 農業生産基盤の活用・充実

土地改良事業を継続するとともに、ソバのみだけでなく、水稻、小麦、大豆、飼料用作物、畜産など生産の多様化を進め、農地の遊休化の防止を図ります。

② 農業生産の効率化

第5次幌加内町農業振興計画の実施を図り、今後の国の農業施策に応じながら、農業経営の安定を目指すことで、持続できる農業を確立します。また、農業技術センターでの取り組みや研究結果についての報告を、より多くの農業者に対し情報発信します。

③ クリーン農業の推進・ブランド化の促進

環境保全型農業及び耕畜連携などを実施し、特別栽培米などの取り組みで今後と

もクリーン農業・高付加価値化を遂行します。
さらに、そばなどの特産品の情報発信力を高める展開を強化します。

④ 担い手の育成

担い手育成総合支援協議会の開催や、農地中間管理事業等を活用した農地集積及び就農奨励金など、担い手への支援を強化していきます。また、経営移譲者への相談窓口の充実や営農組織づくりに努めます。

後継者を中心とし、農業技術センターと連携した新規作物への取り組み研究を進めます。

⑤ 林業施策の維持・重点化

幌加内町森林整備計画及び、森林経営計画を策定し、町内森林の適正な管理・整備を行います。

⑥ 森林資源の活用

地域の資源状況などの実情に見合った新エネルギーの利用をはじめ、各種林産物などの森林資源の発掘・調査を検討します。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
農業生産基盤の活用・充実	道営中山間総合整備事業（幌加内北地区）
	道営経営体育成基盤整備事業（幌加内東部、中部地区）
	道営畑地総合整備事業（幌加内西部地区）
	国営かんがい排水事業（幌加内地区）
農業生産の効率化	各種制度資金などの活用
	農業技術センター機能の充実
	輪作体系の推進
クリーン農業の推進・ブランド化の促進	安全・安心の確保に向けた生産・販売のシステムづくり
	農産物の高付加価値化・ブランド化に向けた生産の促進
	特産品の情報発信の強化
担い手の育成	新規就農希望者の受け入れ体制の充実
	地域の中心となる経営体の醸成
	営農組織の体制づくり
森林整備事業	町有林、民有林森林整備事業の推進（人工造林、除間伐など）
新エネルギー・林産物の利用・促進	再生可能エネルギー利用・各種林産物などの森林資源の発掘に向けた調査・検討

序
第1編

論

基本構想
第2編

基本計画
第3編

資料編

序
第1編

論

基本構想
第2編

基本計画
第3編

資料編

② 内水面漁業の振興

現況と課題

本町では、朱鞠内湖淡水漁業協同組合によるイトウ・ワカサギの孵化施設の建設（H20）、源流調査、平成 25 年には遊漁規則を一部改正し、水産資源の保護・再生を図り、多くの釣り客が訪れる遊漁事業の推進を行ってきました。

また、地元 NPO が、ワカサギの佃煮の改良復刻商品「サクッと！ワカサギ」を開発、北海道を代表する食材「北のハイグレード商品」に選ばれるなど、加工品開発については順調に推移しています。今後も遊漁事業・加工品事業のため、水産資源の確保・安定供給を推進していく必要があります。

施策の方向

① 資源保護・生産基盤の整備

漁組による孵化施設のワカサギ孵化装置の増設等による、資源の増加を目指します。

② 漁業経営の継承

イトウ・ワカサギ等の水産資源の安定供給と加工品の増産体制の整備により、漁業経営の安定を目指し、後世に引き継がれる漁業を推進します。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
養殖孵化場改良	孵化施設のワカサギ孵化装置の増設による、資源の増加
ワカサギなどの放流・保護事業	朱鞠内湖の規模に適切な放流数の調査及び放流の実施
経営安定対策と雇用の拡充	経営の安定化を図り、通年雇用人数の確保・雇用の拡充を目指す

4－2 地域に根付いた商業・地域産業の展開

① 商業の活性化

現況と課題

商業は、地元住民への商品やサービスの提供とともに、観光を目的として訪れる人々への飲食や土産品提供の場としての役割も担っています。

本町では、中小企業補償融資条例による利子補給事業及び、商工業振興奨励補助金により、中小企業への支援を行っており、今後も事業を継続し、地元企業の維持・発展を推進する必要があります。

一方で高齢者の増加に伴い買い物が困難な方も増加し、移動販売などの買い物支援の必要性も増しています。

施策の方向

① 地域商業の育成

中小企業の維持・発展のため、中小企業補償融資利子補給事業や事業の効率化、少ない人口でも経営可能な事業創出のため、商工業振興奨励補助金により中小企業への支援を継続していきます。

また、高齢者の増加等に伴う買い物困難者対策として、移動販売などへの支援を継続していきます。

② 商店街環境の充実

中小企業の維持・発展のための仕組みを検討し、商工業振興奨励補助金等により、商工業者を支援します。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
商業活動の充実	商工振興事業の支援
	中小企業補助事業の充実 中小企業補償融資・商工業振興奨励補助金の継続
	移動販売などへの支援・拡充
	後継者の育成支援

序
第1編

論

基本構想
第2編

基本計画
第3編

資料編

② 新たな地域産業の創造と育成

現況と課題

本町のそば関連産業では、そば振興計画を策定し、そば低温倉庫、そばむき実施設などが建設され、そば関連産業の連携や技術提携、商品開発を行い、付加価値の向上により流通ルートの開拓に向けた礎が構築されつつあり、今後も継続的に展開していくことが必要です。

企業誘致では、平成4年に企業立地促進条例を制定し企業誘致に取り組んでいますが、今後、既存企業の育成をはじめ、本町の基幹産業である農業や自然環境と調和できる関連企業の誘致に努める必要があります。

また、そばの乾燥調製施設・集出荷施設の指定管理者制度による運営が行われ、連携して商品開発、商品PR、販路拡大が推進されています。さらに、朱鞠内地区における観光ビジネスにおいても、朱鞠内湖淡水漁業協同組合、地元NPOの活動により、指定管理者制度や地域資源の掘り起こしを一体的に行い、効率よく実践されています。

農業では、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度などの制度資金を活用し、農地の維持保全や農村景観整備を地域の住民と共同活動で取り組んでいます。

施策の方向

① 既存企業への支援と地域産業の連携促進

そば振興計画に基づき、そば関連産業の連携や技術提携、商品開発、流通ルートの整備・拡大などを継続的に推進します。

② 企業誘致活動の促進

農業と自然環境を調和できる関連企業の誘致と地域の活性化・地域づくりにどのように結びつけるかを検討するとともに、産業の振興と雇用の場の創出を推進します。

③ 商品開発、販売戦略などの充実

地元NPOと朱鞠内湖淡水漁業協同組合による、ワカサギの佃煮の改良復刻商品「サクッと！ワカサギ」が開発され、今後は通年販売の実現をはじめ、新商品開発等に係る研究開発・資源確保を支援します。

そば関連産業では、農業者・団体などによる製粉が盛んに行われ、「梶加内そば」も全国的に知名度が向上しており、今後はそば販売の販路の拡大を支援します。

また、農産物についても加工品の開発や販売・促進を支援します。

④ 加工など付加価値の向上

6次産業化の進展に取り組み、起業支援の仕組みづくりを継続します。

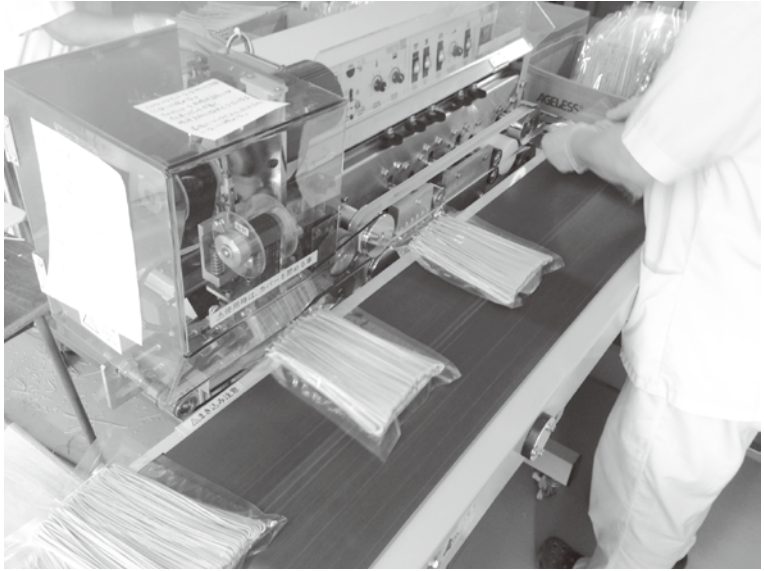
⑤ 行政事務の地域委託の促進

公の施設の運営を、指定管理者制度により継続的に民間事業者へ委託します。

⑥ 小規模事業者・個人事業者の事業活動支援

関係機関・事業者と連携し、小規模事業者や個人事業者への地域内連携などの情報の流通・循環を促進する仕組みづくりに取り組みます。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
地域産業の連携促進	異業種間の連携による新規事業創出などへの支援
企業誘致の促進	企業誘致活動の推進
推進体制の確立	消費者ニーズ、商品開発、販路などの調査・検討支援
	起業支援の体制整備支援
行政事務の地域委託の促進	委託事務事業の抽出、受託組織の育成
小規模事業者・個人事業者の振興	地域内連携などの体制整備の促進



4－3 活性化を促す観光・交流の促進

① 観光の振興

現況と課題

昨今の北海道の旅行形態は、ニーズの多様化により旅行者全体の8割が少人数の個人旅行となっており、旅行会社企画による大量送客の周遊型観光から、地域が主体的に地元ならではのプログラムを企画し地域の滞在を促す着地型観光に移行されています。

本町の朱鞠内湖に棲む幻の魚イトウや雪などの自然環境、幌加内そばをはじめとする農産物などの観光資源を利活用するには多様化するニーズを分析し、ターゲットを明確に定めた観光商品づくりが必要です。そのため、町内外異業種の連携を強化し、体験観光をはじめとした6次産業などを利用する共同事業を創出していく必要があります。

また、観光振興には情報発信が重要であり、現在はインターネット、パンフレット、口コミやそば祭りなどのイベント開催など、関係各所において、散発的に情報発信を行っている状況ですが、それらの情報を一元的に集約・管理し、効果的に発信する機能・体制が必要です。

本町の観光入り込み客数は年間16万人程度ですが、今後の人口減少を見越し観光客の滞在日数を増やすことを重視することが必要です。滞在日数を増加させるため、観光拠点の整備や情報発信力を強化するとともに、町内資源はもとより、道北地域等を含めた広域圏での連携による新たな仕掛けが必要となっています。

施策の方向

① 観光拠点の形成

幌加内町の地勢は南北に細長いため、北は朱鞠内湖観光案内所、南は幌加内町観光協会において観光案内を行っていますが、道の駅を目指してくる観光客が多いことから、道の駅での情報発信力の強化も図るとともに、本町ならではの特色ある観光振興について検討を進めます。

② 観光プログラムの造成

幌加内に潜在する観光資源を研究発掘し、活用していきます。また、既存の観光プログラム（そば打ち体験、ワカサギ釣り体験ほか）をはじめ、町内異業種の連携を強化し、新たな観光プログラムの創出を推進します。

③ 朱鞠内湖のブランド強化

幻の魚イトウをシンボルとしたトラウトフィッシング^{*1}、全国のキャンパー憧れの湖畔キャンプ場など世界のアウトドアファンが集うフィールドの創出を促進します。

④ 観光情報・イベント情報の案内と発信機能の充実

観光協会ホームページやSNS^{*2}などインターネットを活用した町内の観光・イベント情報の発信を継続的に行います。

また、町内の全体を照会した総合的な観光パンフレットを継続的に更新していきます。

さらに、観光客の利便化を図るため、町内の情報を一元化した窓口・ホームページの設置を検討します。

⑤ 観光推進体制の強化

観光推進の主要団体である幌加内町観光協会の機能の充実を図るとともに、観光関係団体・町内異業種による情報交換、観光の研究・学習を行い、観光ニーズを的確に捉えることが出来る人材の育成に努め、町内全体での観光振興を推進します。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
観光拠点の形成	道の駅の機能強化
	観光情報・物産品を一元化した拠点・窓口の設置検討
観光資源の創出	潜在する観光資源の発掘・活用
	町内異業種の連携による共同事業創出
朱鞠内湖のブランド強化	幻の魚イトウを核とした世界的なアウトドアフィールドの創出
観光情報の発信	各種情報媒体を活用した観光情報の発信
推進体制の充実	観光関係機関の連携強化
	幌加内町観光協会の機能拡充

*1：トラウトフィッシングとは：主に鱒（マス）などを狙う溪流や湖などでの釣り。
*2：SNSとは：Social Network Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。日記やメッセージなどを通じて、友人や知人・共通の趣味を持つ人達とインターネット上での交流を目的としたサービスの総称。

② 地域内・外の交流促進

現況と課題

商工・観光事業などの商業ベースでの交流、公的な文化交流などの拡大は地域経済の活性化のみならず、地域の認知度を上昇させ、情報交換により一層の発展をもたらすことが期待されます。

本町では各ほろかない会、近隣市町村との地域振興事業等をはじめ、新そば祭りなど長く交流事業を行っており、それらから派生した個人・団体・商業での繋がりも数多く見られます。

また、日本の農産物・観光事業は近年、海外からの関心が高まっており、日本一の作付面積・生産量を誇る「幌加内そば」や、国内外・道内外においてコアな客層がいるイトウ釣りの可能な「朱鞠内湖」は、非常に大きな魅力となり得ます。

近年、道北への観光ニーズが高まっている中、朱鞠内湖などへ東京からの観光ツアーが来るなど、様々な媒体による情報発信によって本町が注目されつつありますが、初見での印象が大切なため、迎え入れるための歓迎体制が必要となります。

国際交流においては特に姉妹都市の提携などではなく交流の場は限られていることから、上川管内関係団体との連携を密にしながら、特産品のそばやそば祭りを通じた国際交流の基盤づくりを進め、国際社会の理解を深めるための機会の確保・充実を図る必要があります。

施策の方向

① 地域間交流機会の促進

そば祭りや広域団体等で行われる様々なイベントによる交流機会の拡大を支援します。

また、「そば」「朱鞠内湖」を核とした新たな交流先の検討、支援を行うとともに、体験型の観光ツアー（そば打ち体験、ワカサギ・イトウ釣り体験ほか）を継続的に実施し、商業面・文化面での交流の促進を支援します。

② 国際交流の基盤づくり

世界と広く交流することで、外国を鏡とした自らの文化を相対的にみることができます。気づいていない本町の魅力や価値を高めるため、また、国際交流という新たな切り口から経済的効果や競争力の強化につながる基盤づくりを検討していきます。

③ 国際交流の促進

上川管内は、優れた観光資源を活かして、多くの外国人観光客が訪れています。

管内の各関係機関との連携を図りながら、本町特産の「そば」や、朱鞠内湖の景観と資源を活かした国際交流の機会の創出を検討していきます。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
地域間交流活動の促進	「そば」「朱鞠内湖」を核とした交流の検討
	各種イベントの開催支援
	各ほろかない会との交流
	小平・幌加内・沼田3町広域振興協議会の推進
国際交流の促進	国際交流の機会の創出
	管内関係機関との連携



序 第1編

論

基本構想 第2編

基本計画 第3編

資料編

第5章 夢と豊かな心を育む学びのあるまち

5-1 未来を拓く教育環境の充実

① 学校教育の充実

現況と課題

本町の小中学校は小学校2校（児童数82名）、中学校1校（生徒数42名）となっています。それぞれ少人数の特色を活かし個に応じた教育をはじめ、総合的な学習を通じた地域との連携による郷土教育などに力を入れています。また、各小学校には国有林の一部を利用するなど恵まれた教育環境にあります。幌加内高校については、全国でもユニークなそば科目があるとともに、コンピュータ教育、食品加工などの学習に力を入れ道内各地から生徒を受け入れています。今後も少人数の特色を活かし、個に応じた教育環境の推進を図る必要があります。

施策の方向

① 義務教育内容の充実

確かな学びと夢や希望を育み、地域の特色を活かした活力あふれる学校教育の推進を図ります。

② 教育環境の整備

校舎をはじめ、学校給食センターやスクールバス、教職員住宅などの施設・設備の整備・充実を図ります。

③ 高校教育の充実

町立の高校として特色をさらに強めるため、地域特性を活かした教育の充実に努めます。また、多様な生徒を受入れる環境整備を図り、安定した進路を確保するとともに、卒業後に本町に就職できる場の創出を図ります。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
地域特性を活かした教育の推進	少人数の特色を活かした個に応じた教育の推進
学校施設などの計画的な整備	学校施設の維持
	スクールバスの更新
	教員住宅の改築
	寄宿舎の改築
特色のある教育内容の充実	各種職業資格取得の充実強化
	地域の特産を活用した学習の推進

② 地域で育てる地域力の向上

現況と課題

本町においては、様々な機会を捉え、地域ぐるみで子どもを育てる取り組みを行っています。今後、親と子育て経験者などの地域住民が交流する場の設定や望ましい生活習慣の確立、読書活動などの推進、体力の向上などについて情報提供の充実、さらには関係団体と連携を図りながら幼児とのふれあい、次代の親となる世代を対象とした学習機会の充実、子育てに不安感を抱いている保護者に対する相談支援の充実を図っていく必要があります。

また、関係機関とのネットワークづくりや地域活動を行う団体の活性化を図り、地域ぐるみで青少年健全育成の取り組みに努めるとともに、地域の資源を活かした自然体験や社会体験の学習機会の充実に努めていくことが必要です。

さらに、地域活動に参画する人材や学校教育活動を支援する人材など地域の教育力向上を担う人材の発掘育成が求められています。

施策の方向

① 家庭の教育力の向上

次代の親となる世代や多くの親を対象とした学習機会の確保に努めます。また、家庭教育について相談できる環境を充実するため、関係機関などの連携、人材育成と組織の確立などに努め、家庭教育に関する情報提供や学習機会の充実を図ります。

② 学校と地域の連携の強化

学校評議員制度などを通し、学校経営と地域との関わりのあり方を検討していくとともに、総合的な学習の時間などで指導する人材・団体の確保に努めます。

③ 地域の教育力の向上

既存施設や学校施設を活用しながら地域住民の参画、交流の場の提供、子どもの活動拠点づくりに努め、学校教育活動を支援する体制づくりの充実や地域課題に対応した研修会の充実を図ります。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
青少年育成に関わる事業の推進	ボランティア・自然体験活動の推進
学校・地域の連携・推進	学校と地域が一体となった活動による開かれた学校の推進
世代間交流事業の推進	指導者の発掘と支援、地域住民と連携した活動の推進

序 第1編

論

基本構想 第2編

基本計画 第3編

資料編

5－2 文化創造とスポーツ・レクリエーション活動の展開

① 地域文化の伝承と創造

現況と課題

地域文化は、時代の中で積み重ねてきた貴重な財産であるとともに、“地域の色や香り”を醸し出す重要なもので、次世代へ引き継いでいかなければならないものでもあります。

本町においては、歴史的なものとしては開拓以降の記念碑などがあり、郷土学習室では展示を行っています。芸術文化活動面では、生涯学習センター「ふれあいホール」などを活用し盛んに行われており、定期的な文化活動の発表の機会の提供や団体・サークルの育成に努めています。今後は文化活動を促進するための指導者養成や活動団体のさらなる育成の強化が求められています。

施策の方向

① 自然・歴史的資源の保全と活用
自然環境や風景・景観を大事にするとともに、引き続き、郷土資料などの管理・保存を徹底し、教育的活用を図ります。

② 芸術文化事業の充実
すべての人々が美術、音楽、舞踊など優れた芸術文化に広く触れる機会の充実に努めます。

③ 活動団体の育成
活動促進のため指導者を養成します。さらに、施設間のネットワーク化を促進し、効果的な運営を行います。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
歴史的資源の継承	郷土資料などの管理・保存
芸術文化活動の推進	活動団体、サークルへの支援
	生涯学習フェスティバルの充実
活動団体の支援	地区公民館への活動支援

② 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の促進

現況と課題

子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージにおいて、学ぶ機会やスポーツをする機会を確保していくことは、生活の質を高めていく面で大切なこととなります。

本町においては、多様化・高度化する住民の学習やスポーツ・レクリエーションのニーズや地域の実情に応じた機会の提供、また社会教育・体育施設の整備充実に努めています。今後も、学習やスポーツ・レクリエーション機会の提供に努め、住民の主体的な取り組みを促進するための環境づくりを推進することが必要です。また、スキーは本町の町技でもあり、地域の特色を活かした取り組みを推進していく必要があります。

施策の方向

① 社会教育施設の充実とスポーツ・レクリエーション施設の維持・管理
地域住民が必要とする情報を広く提供し、施設間のネットワーク化を図りながら、住民参画による事業の充実に努めるとともに、老朽化施設、同類施設の効率的整理を検討します。

② 各種講座・教室の開催
多様な学習やスポーツ・レクリエーションのニーズに応じた各種機関・団体などとの連携による講座や教室などの提供に努めます。

③ 生涯学習推進体制の充実
関係機関や団体との連携・協力を図り、社会教育計画の改善・充実に努めます。

④ スポーツ・レクリエーションの指導体制の充実、団体の育成
関係団体やスポーツ推進委員会を中心に指導者養成を図るとともに、町の特色としてスキーイベントの充実に努めます。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
関係機関との共催事業の推進	関係機関との相互事業の強化
学習機会の提供	各種講座の充実及び情報の提供
	新たな講座の開設
	新たな人材の発掘と事業の支援
生涯スポーツへの支援	健康促進に向けた各種スポーツ教室などの充実
スポーツ活動に対する支援	各種研修会への参加促進
	活動団体への支援と指導者の育成
	スキーに関する各種イベント開催への支援

第6章 みんなで築き合うまち

6-1 自ら創るまちづくりの推進

① 住民参加と協働体制の強化

現況と課題

本町においては、幌加内町情報公開条例に基づく情報の公開と、毎月発行の広報誌を通じて、町の内外の様子を伝えています。また、審議会や委員会には住民の方に参画いただき、ともにまちづくりについて検討し考えていく体制づくりに努めています。さらに集落の方々とともに集落のあり方を考えるという取り組みも行っています。

一方、人口減少や高齢化が進み、町域も広い状況下で、住民の力を一つにするという事は難しい局面があるのも事実です。

しかしながら、今後のまちづくりを維持し、さらに高めていくためには住民との協働の取り組みは不可欠であり、今後ともまちづくりの情報をよりの確に知らせ、ともに考え、ともに創る体制づくりを強化していくことが求められています。

施策の方向

① 住民参加と協働体制の強化

町民と行政が積極的に意見交換し、町民が参画する場が広がっていくことが期待されます。町民と行政の協働による公共施設の管理・運営、各種イベント、事業の企画・運営などを、町民が主体的に担っていける仕組みづくりを進めます。また、地域の自治組織と行政の連携を模索・検討し、住民主導による住民自治の運営体制づくりを目指すとともに、住民活動の支援として、人材の育成、活動拠点の整備、財政的な支援を展開します。

また、集落それぞれの特性を考慮し、住民が主体になって集落の今後の姿を描き実践していく仕組みづくりを支援します。

さらに、国の制度を活用した人材派遣を支援します。

② 行政情報の公開と共有

行政情報を適切な時期に公開・提供し、町民と行政がまちづくりの情報を共有することにより、協働して地域の課題解決に取り組めるよう努めます。

③ 広報・広聴活動の充実

町民にわかりやすい広報・広聴活動を推進していくため、年齢層を考慮した見やすさやデザイン、掲載内容などの充実を図り親しめる広報誌の実現に努めるとともに

に、多様なメディアを通じた広報活動の展開、家庭に普及した情報機器による情報の提供に努めます。また、まちづくりについて幅広い町民の意見を聴取するために、町民との対話の機会づくりを進めます。

④ 男女共同参画の推進

家庭や職場、地域における男女共同参画の環境づくりや人材の育成、学習機会の提供に努めます。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
指定管理者制度の利活用	各公共施設などの運営管理の向上
行政情報の公開と共有	広報「ほろかない」の紙面の充実とホームページによる情報発信
広聴活動の実施	町政懇談会の適宜開催
	町長への手紙制度の実施
男女共同参画の推進	女性の参画拡大に向けた人材育成



序 第1編

論

基本構想 第2編

基本計画 第3編

資料編

② コミュニティ活動の推進

現況と課題 協働のまちづくりを進めるためにも、また相互の支え合いによる福祉のまちづくりを進めるためにも、日頃からのコミュニティ活動が基本となります。

本町では、自治区、町内会、子ども会、スポーツ少年団、学習サークル、ボランティア団体など地域コミュニティには様々な活動団体があります。今後、高齢化、人口減少、高度情報化など急激な社会環境の変化や価値観の多様化のなかで地域社会への関心の低下や相互の連帯感が希薄にならないよう、それぞれの地域特性を活かし、住民自らの手による自主的なコミュニティ活動が活発に展開される仕組みづくりに努めていく必要があります。

施策の方向 ① **地域活動の支援**

地域住民が様々な形で地域課題と結びついた活動へ参画できるよう、コミュニティ活動拠点となる公民館、集会所、広場などの諸施設の体系的・計画的整備に努めます。

② **コミュニティ意識の高揚**

地域住民のコミュニティ意識の高揚を図るため、情報提供、社会教育などを通じコミュニティ活動の啓発普及に努めます。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
自主的活動への支援	地区公民館活動の促進
コミュニティ意識の高揚	サークル活用やボランティア活動の推進

6－2 効果的な行財政運営体制の確立

① 行財政改革の推進

現況と課題 地方分権に伴い、各地域での自立が求められる現在、健全な財政運営を維持していく必要があります。

本町においては、これまで第4次行政改革大綱及び実施計画を策定していますが、本町を取り巻く厳しい状況に鑑み、さらなる改革を進めるとともに、町民が積極的に町政へ参画できる仕組みづくりに努めていく必要があります。

施策の方向 ① **行財政改革の推進**

事務事業の効率化を推進するとともに、行政と各層（地区・団体・議会など）の対話を重視した開かれた行政運営を目指し、事業効果の把握や、自主財源の確保に努めるとともに、町民負担のあり方についても見直し、より健全な財政運営に努めます。

また、生活圏の広がりや効率・効果的な行政サービスを行う観点から広域的な連携・協力体制づくりを推進します。

主な事業（施策）	事業（施策）の内容
行政運営の効率化	行政評価などによる効率化の推進
健全な財政運営	事務事業の合理化や経常経費の抑制など、最小限で最大の効果を上げることが目標に財政の安定化と効率的な財源の配分
町民負担の見直し	税や手数料・利用料などの見直しなどによる住民負担のあり方の検討
広域・協力体制の連携強化	広域、定住自立圏の推進
	一部事務組合の効率化

序 第1編

論

基本構想 第2編

基本計画 第3編

資料編

資料編



幌加内町第7次総合振興計画策定審議会設置規則

(設置)

第1条 幌加内町が明るく豊かな町づくりを実現していくための長期的な基本構想の樹立、並びに基本計画に関して町長の諮問に答えるため、幌加内町総合振興計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は町長の諮問に応じ、町総合振興計画について、調査、研究及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員30名以内をもって組織し、別表に掲げる所属団体の職にあるもの及び一般募集により選考された町民を町長が委嘱する。ただし、所属団体のその職を辞したものは、その後任者を引き続き委嘱するものとする。

2 審議委員は非常勤とし、費用弁償の支給については非常勤特別職員の報酬及び費用弁償の支給に関する条例（昭和32年第26号）を準用し支給する。

3 委員の任期は、第2条に掲げる業務終了時までとする。

(役員)

第4条 審議会に会長並びに副会長を置く。

2 会長は委員の互選により決める。

3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

4 副会長は委員のうちから会長が任命する。

5 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成25年7月4日から施行する。

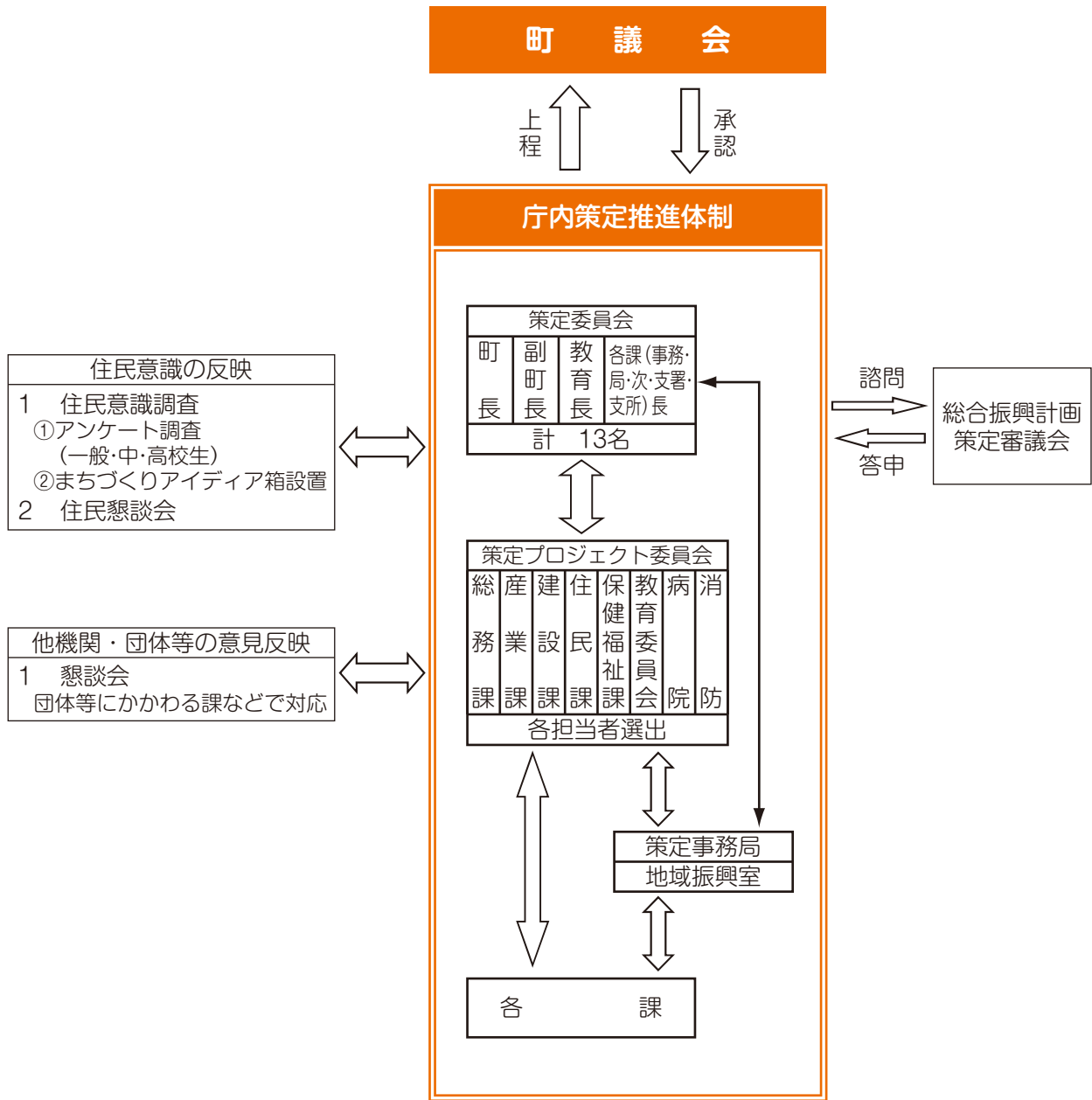
第7次総合振興計画策定審議会（委員変更一覧）

任期 H25. 7. 4 ～

	団 体 名	役 職	氏 名	備 考
1	幌加内町教育委員会	委員長	井 上 憲 明	H25. 7. 4 ～ H25. 9. 30
			竹 村 竜 昭	H25. 10. 1 ～ H26. 9. 30
			笠 井 三 貴	H26. 10. 1 ～
		職務代理	笠 井 三 貴	H27. 6. 17 ～
2	幌加内町農業委員会	会長	稲 見 浩 一	H25. 7. 4 ～ H26. 7. 21
			高 橋 勝 好	H26. 7. 22 ～
3	きたそらち農業協同組合	幌加内地区代表理事	田 丸 利 博	
4	きたそらち農協青年部幌加内支部	支部長	吉 成 慎太郎	H25. 7. 4 ～ H25. 12. 31
			稲 見 隆 浩	H26. 1. 1 ～ H27. 3. 31
			藤 井 祐	H27. 6. 1 ～ H27. 12. 31
			宇 野 利 徳	H28. 1. 1 ～
5	きたそらち農協女性部幌加内支部	支部長	山 内 和 美	H25. 7. 4 ～ H27. 3. 31
			村 上 曜 子	H27. 6. 1 ～
6	幌加内町商工会	会長	水 崎 清 司	H25. 7. 4 ～ H27. 3. 31
			小 関 和 明	H27. 6. 1 ～
7	幌加内町商工会青年部	部長	伊 藤 達 也	H25. 7. 4 ～ H27. 3. 31
			阿 部 伸 啓	H27. 6. 1 ～
8	幌加内町商工会女性部	部長	水 谷 百合子	H25. 7. 4 ～ H27. 3. 31
			中 川 時 子	H27. 6. 1 ～
9	幌加内土地改良区	理事長	清 原 覺	◎会長
10	幌加内町社会福祉協議会	会長	増 井 進	H25. 7. 4 ～ H26. 1. 20
			井 上 憲 明	H26. 1. 21 ～
11	保健・医療・福祉総合サービス推進会議	議長	水 上 尚 澄	H25. 7. 4 ～ H27. 3. 31
			井 上 憲 明	H27. 6. 4 ～
12	幌加内町女性団体連絡協議会	会長	増 井 信 子	H25. 7. 4 ～ H26. 3. 31
			杉 山 八重子	H26. 4. 1 ～
13	幌加内町体育協会	会長	大 月 清 司	
14	幌加内町文化連盟	会長	増 井 進	
15	幌加内自治区連合会	会長	椋 井 功	○副会長
16	幌加内町老人クラブ連合会	会長	菊 地 守 典	H25. 7. 4 ～ H26. 11. 5 【故】
			阿 部 辰 藏	H27. 6. 1 ～
17	空知森林管理署北空知支署	支署長	橋 元 伸 浩	H25. 7. 4 ～ H27. 3. 31
			小野寺 功	H27. 6. 1 ～
18	幌加内町観光協会	会長	水 崎 清 司	H25. 7. 4 ～ H26. 4. 24
			中 南 裕 行	H26. 4. 25 ～
19	朱鞠内湖淡水漁業協同組合	代表理事組合長	高 山 友 樹	
20	幌加内町税経対策協議会	会長	横 窪 敏 明	
21	連合北海道幌加内地区連合	会長	石 崎 元 気	H25. 7. 4 ～ H26. 12. 1
			平 田 和 行	H26. 12. 2 ～
22	幌加内町そば活性化協議会	会長	田 丸 利 博	
23	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター雨龍研究林	林長	吉 田 俊 也	
24	一般町民		内 海 千 樫	H27. 6. 17 ～
25	一般町民		松 本 祥 江	H27. 6. 17 ～

※ H27. 4. 1 ～ H27. 5. 31 空白期間

幌加内町第7次総合振興計画策定推進体制フロー



幌加内町第7次総合振興計画策定の経過

年 月 日	内 容	
平成25年 4月30日	第1回策定委員会（企画調整会議）	審議会設置規則・策定審議会委員・策定要綱・策定推進体制フローについて
7月 4日	第1回策定審議会	委嘱状交付、要綱・スケジュール・アンケート調査（案）について
7月19日	中・高校生対象アンケート調査実施	発送及び学校依頼日 H25. 7. 19 回答期限 H25. 8. 16（郵送）、H25. 8. 2（町内中・高校） 対象 幌中 46人、幌高 63人、幌高以外的高校生 23人 計 132人
7月30日	住民アンケート調査実施	発送 H25. 7. 30～8. 2 回答期限 H25. 8. 16 全世帯対象（幌高生除く）790世帯
8月 7日	事業所・団体アンケート調査実施	発送 H25. 8. 7 回答期限 H25. 8. 21 対象団体 31団体
8月 8日	住民アイデア箱設置	設置期間 H25. 8. 8～8. 28 設置箇所 4箇所（役場、朱鞠内支所、生涯学習センター、交流プラザ）
11月 8日	地域懇談会の班長会議	地域懇談会の開催に向けての進め方について
11月18日	地域懇談会の職員会議	自治区担当職員全員を対象として説明会
1～3月	地域懇談会実施	各自治区担当者により実施
3月17日	第1回策定プロジェクト委員会	策定要綱、スケジュール、施策シート作成について 住民・中・高生アンケート結果報告
3月27日	第2回策定委員会（企画調整会議）	アンケート調査結果、地企懇談会の実施状況報告、スケジュール説明
平成26年 3月31日	第2回策定審議会	スケジュール・アンケート調査結果について
5月 8日	トップインタビュー	これからの町づくり・人口政策・産業振興・地区懇談会・今後重点的に取り組むべき事業について
5月 8日	第3回策定委員会	アンケート調査結果について
5月 9日	議会全員協議会（議会：1回目）	アンケート調査結果について
6月27日	第4回策定委員会（企画調整会議）	人口推計検討資料、幌加内町の地域特性、基本構想、施策体系（案）について
7月28日	第2回策定プロジェクト委員会	基本構想骨子（案）〔人口推計〕、施策シート並びに各課ヒアリング〔日程確認〕、第6次計画第10次ローリング及びH27事業に係る資料提供依頼について
7月29日 ～ 8月28日	実施計画集約	各課とりまとめ
8月 6日 ～ 7日	各課長ヒアリング（現状分析と課題整理）	施策シートに基づき実施
9月 9日	第3回策定プロジェクト委員会	基本構想・基本計画骨子（案）、施策の構成案（各課ヒアリング結果）について
10月 6日 ～ 8日	第1次実施計画調整（町長、副町長、地域振興室、財政係）〔事業の整理〕	※財政の町長ヒアリングと同時開催。
10月 8日	振興計画・新年度予算に係る現地視察（産業課）	※財政の町長ヒアリングと同時開催。
10月10日	実施計画に係る現地施設	幌加内高校現地視察
10月27日	実施計画財政シュミレーション開始（財政）	12/12完了
11月21日	第4回策定プロジェクト委員会	基本構想・基本計画（案）について
12月 8日	第5回策定委員会	総合振興計画（案）について〔1ページごとに確認、修正。今後の流れ説明〕

幌加内町第7次総合振興計画策定審議会における
審議終了について

平成 28 年 2 月 1 日

幌加内町長 細 川 雅 弘 様

幌加内町第 7 次総合振興計画策定審議会
会 長 清 原 覺

幌加内町第 7 次総合振興計画策定審議会における審議終了について

幌加内町第 7 次総合振興計画について、第 5 回策定審議会を持って審議終了とする。

※本審議会については、庁舎内原案に対する可否を問うものではなく、構成委員相互での地域の実態や将来あるべき姿を論じ、そのために何をなすべきか自らで考える住民参加の場と位置付ける。

年 月 日	内 容	
12月12日	第 2 次実施計画調整（町長、副町長、地域振興室、財政係）	財政計画と財政シミュレーション結果
12月15日	第 3 回策定審議会	総合振興計画（案）承認
12月17日	議会全員協議会（議会：2 回目）	総合振興計画（案）説明のみ
12月19日	議会総務産建常任委員会（議会：3 回目）	総合振興計画（案）質疑（協議 1 回目）
12月下 ～1月中旬	パブリックコメント [IP・HP]	総合振興計画（案） 意見募集期間 H26. 12. 24 ～ H27. 1. 6
平成27年 1月13日	議会常任委員会（議会：4 回目）	総合振興計画の策定について（協議 2 回目）
1月21日	議会総務産建常任委員会（議会：5 回目）	総合振興計画の策定について（協議 3 回目） [議員からは全課長の出席を求められたが議会事務局の判断で参加なし]
2月16日	議会総務産建常任委員会（議会：6 回目）	総合振興計画の策定について ・ [担当課長出席（産業課、建設課）] 建設課・産業課所管の部分について ・ 議会の意見取りまとめ結果
3月10日	3 月開催予定の審議会中止、審議継続の通知	H27. 3. 5 付議会総務産建常任委員会より所管事務調査報告あり
7月28日 ～ 8月28日	実施計画集約	各課とりまとめ
10月19日	現地施設	町内一円（視察希望箇所）、振興計画・修繕計画合同視察
11月13日	第 4 回策定審議会	今までの経緯、今後の方向性、スケジュール
11月24日	第 6 回策定委員会	経過及び今後の方向性について
～11月末	審議会委員より意見聴取	団体としての意見聴取
～12月 8日	H27 年度作成した総合振興計画（案）各課修正	産業課関係修正提出あり
12月29日	第 7 回策定委員会	総合振興計画の修正・文言整理の確認、土地利用計画（ゾーニング）の検討結果報告 ※振興計画文言修正一部あり（住民課、保健福祉課） ※ゾーニング再度検討（細かすぎるため）
平成28年 1月	パブリックコメント実施 [HP]	総合振興計画（案） 意見募集期間 H28. 1. 8 ～ H28. 1. 19
1月20日	議会全員協議会（議会：7 回目）	総合振興計画（案）、条例化について
2月 1日	第 5 回策定審議会	総合振興計画（案）承認
3月15日	議会第 1 回定例会 議決	総合振興計画の議決案件とする条例提案提出 「地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正」
3月15日	議会第 1 回定例会 議決	第 7 次総合振興計画策定議案提出



発行：幌加内町

北海道雨竜郡幌加内町字幌加内4699番地 TEL/0165-35-2121 FAX/0165-35-2127

<http://www.town.horokanai.hokkaido.jp/>

編集：幌加内町地域振興室